

炭貯クラブ 規約

第1条 (名称および事務局)

本会の名称は、炭貯クラブ（以下「本会」という）とする。事務局を一般社団法人日本クルベジ協会（大阪府茨木市下穂積2丁目8-13-211）に置く。

第2条 (目的)

本会は、次の事項を活動目的とする。

- (1) 一般社団法人日本クルベジ協会が実施する「バイオ炭の農地施用によるCO₂削減事業」の一環として、バイオ炭を使って土壌炭素貯留を行い温室効果ガスの削減を行う。
- (2) 会員がバイオ炭を土壌貯留することで削減された温室効果ガス削減量を、J-クレジット^{注1}としてJ-クレジット制度認証委員会^{注2}に申請し、認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、脱炭素社会を推進する。

注1) 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づくクレジット

注2) J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会

第3条 (運営・管理)

本会の運営・管理は一般社団法人日本クルベジ協会（以下「運営・管理者」という）が行う。

第3条の2

運営・管理者はJ-クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の入会及びプログラム参加手続き
会員入会時の内容確認（他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録等のチェック）
- (2) 会員情報の管理・記録
- (3) 温室効果ガス換算での削減活動リストの作成
- (4) モニタリングの実施（モニタリングデータの収集）
- (5) モニタリング報告値（削減量等）の算定
- (6) モニタリング報告書の作成と対応（審査対応等）
- (7) J-クレジット制度事務局への各種申請
- (8) J-クレジットの売買
- (9) J-クレジット収益の活用
- (10) 会員の退会手続
- (11) その他必要な業務

第4条（会員・会員種類）

本規約において、会員とは、本規約に同意の上、第14条に規定する所定の申し込み手続きのもと運営・管理者に入会を申し込んで運営・管理者から承認を受けた者をいう。

第4条の2

会員は個人、任意団体、法人の三種類のうちのいずれかとする。

第5条（J-クレジット制度における各種申請）

会員がJ-クレジット制度における各種申請を行う場合、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) バイオ炭の施用に関しては、日本バイオ炭普及会において品質が証明されたバイオ炭を、農地法第2条に定める「農地」又は「採草放牧地」における鉱質の土壌へ、施用すること。
- (2) 本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が会員に要求する場合はその情報を提供することに同意すること。
- (4) バイオ炭を農地施用することによる環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）の全部を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として譲渡した分につき「バイオ炭を農地施用することで温室効果ガス排出量を削減したこと」の権利を主張できなくなることに同意すること。
- (5) 本会に登録するバイオ炭施用活動が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (6) 別紙細則に記されたプログラム参加費を支払うこと。

第6条（J-クレジットの取り扱い）

会員から運営・管理者へ譲渡されたJ-クレジットは、J-クレジット市場で販売し、細則に定める営業販売に係る費用および、プログラムの維持・管理に係る費用を差し引いた残りは、会員への排出権活動対価として活用することとする。

第7条（運営・管理者への協力）

会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) J-クレジット制度における各種申請・認証に際し、運営・管理者が必要とする情報を提供すること。
- (2) J-クレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査（バイオ炭施用活動に関する現地確認等をいう）を受けること。
- (3) その他、本会の運営及び管理に関して必要なこと。

第 8 条（報告・掲載）

運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して年 1 回報告することとする。

- (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果について
- (2) 本会の活動で発生した J-クレジットの売買状況と排出権活動対価の状況について

第 8 条の 2

前項の報告は、運営・管理者が、原則として、ウェブサイト上に結果概要を掲載することを以て行うこととする。

第 9 条（会員の責任義務）

会員は、第 12 条に規定する会員義務の責任期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出て、その J-クレジット制度において認証を受けた削減量と同量の削減活動を実施するか、J-クレジットの購入を行い、その補填を行わなければならない。

- (1) バイオ炭を施用した農地（の一部）又は採草放牧地（の一部）を両者以外に転用しようとするとき。
- (2) バイオ炭を施用した農地（の一部）又は採草放牧地（の一部）を第三者に譲渡しようとするとき。

第 10 条（退会）

会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

第 10 条の 2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第 4 条第 2 項に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2) 前条の届出があったとき。
- (3) 本会からの請求があるにもかかわらず、細則で定める費用を支払わない場合。
- (4) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

第 11 条（会費・プログラム参加費）

- (1) 本会の入会金・年会費は無料とする。
- (2) プログラム参加費は別途細則で定める。

第 12 条（会員義務の責任期間）

第 9 条表記の会員の責任義務期間は、J-クレジット認証後 10 年間とし、最長で J-クレジット制度の実施期間である 2031 年 3 月 31 日までとする。ただし、同制度の実施期間が変更された場合は、この限りではない。

第 13 条（個人情報・重要情報等の取扱い）

運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合（第 7 条(2)）又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないこととする。なお、本条は、会員の退会後においても適用されるものとする。

第 14 条（入会手続き）

本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は運営・管理者が定める。

第 15 条（規約・細則の改廃）

この規約・細則の改廃については、運営・管理者の役員会の決議を経て行うこととする。

附 則

本規約は、2021 年 1 月 1 日から施行する。

2022 年 7 月 6 日第 6 条、第 15 条改定

2022 年 11 月 1 日第 5 条、第 13 条改定